再生可能エネルギー発電事業計画の認定の効力が失われた場合の取扱いについて ~ 2024 年度末以降に失効期限日を迎える対象 ~

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022 年 4 月 1 日に改正されました「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置 法」において、認定後、一定期間内に運転を開始しない場合に認定が失効する「認定失効制度」が定 められております。

当該制度では、「FIT・FIP 認定を取得された発電事業者さまへ(お知らせ)」(2022 年 11 月 8 日お知らせ済み)のとおり、失効期限日が定められており、今年度末以降、失効期限日を迎える対象があることから、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1 認定失効となる対象と失効期限日

- (1) 2022 年 3 月 31 日以前に運転開始期限を迎える 2019 年 3 月以前に認定を受けた太陽光発電事業 失効期限日:
 - ・2023 年 3 月 31 日までに系統連系着工申込書を受領されていた場合: 2025 年 3 月 31 日
- (2) 2012~2016 年度に認定を受け、2016 年 7 月 31 日までに接続契約を締結した太陽光発電事業 失効期限日:
 - ・2021 年 3 月 31 日までに系統連系工事着工申込書を受領されていた場合: 2025 年 3 月 31 日
 - ・2021年4月1日から2023年3月31日までの間に系統連系工事着工申込書を受領された場

合: 当該受領日から4年が経過する日

失効対象や失効期限日の詳細については、資源エネルギー庁 HP「再エネ特措法に基づく認定失効制度にかかる運用の詳細について(お知らせ)2022年11月4日付」をご確認ください。

- ○資源エネルギー庁 HP「再エネ特措法に基づく認定失効制度にかかる運用の詳細について(お 知らせ)」

2 当社との電力受給契約の取扱いについて

発電事業者さまが取得された認定が失効した場合、「再生可能エネルギー発電設備からの電力 受給契約要綱」に基づき、認定失効日をもって、電力受給契約を解約いたします。

【再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱】

https://kepco.jp/ryokin/kaitori/list/list1/

- 31 電力受給契約の解約等
 - (2) 発電者が取得した事業計画認定の効力が失われた場合,発電者は,すみやかに当社に通知し,再エネ発電設備を解列するものとします。 なお,この場合,事業計画認定の効力が失われた日をもって,当然に電力受給契約は解約されるものとし,解列までに当社が再エネ電力を受給しても,当社は,この対価の支払義務を負いません。

3 工事費負担金の返戻について

電力受給契約の解約に際し、当該契約に係る工事費負担金の返戻が生じる場合は、別途、発電 事業者さまへお知らせいたします。

4 留意事項

認定失効後、新たに認定の取得を希望される場合の取り扱いについては、資源エネルギー庁へ お問い合わせをお願いします。

○資源エネルギー庁Ⅲ「なっとく!再生可能エネルギー」

URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.htm 1#fip_more

以上